

## 第 6 1 号議案

専決処分の承認を求めることについて

令和 5 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

## 提案理由

前年度分の後期高齢者医療保険料に係る過納金を還付する必要性が生じたため、令和 5 年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を専決処分したので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和5年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）（別紙）

令和5年8月10日

ふじみ野市長 高 畑 博

(別紙)

令和5年度ふじみ野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

令和5年度ふじみ野市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ996千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,688,074千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		1,580	996	2,576
	2 償還金及び還付加算金	1,540	996	2,536
歳 入	合 計	1,687,078	996	1,688,074

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 支 出 金		1,540	996	2,536
	1 償還金及び還付加算金	1,540	996	2,536
歳 出	合 計	1,687,078	996	1,688,074

# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 歳入

(款) 3 諸収入

(項) 2 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 保険料還付金	1,500	996	2,496	1 保険料還付金	996	保険料還付金 996
計	1,540	996	2,536			

2 歳 出

(款) 3 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	事業概要 [ ] 内は事業額の財源内訳	
				特定財源				区 分	金 額			
				国県支出金	地方債	その他						
1 保険料還付金	1,540	996	2,536			996		22 償還金、利子及び割引料	996	償還金	996	(収税課) 保険料還付事務 996 [その他 996]
計	1,540	996	2,536			996						